平成２５年（フ）第７４３０号
東京都板橋区大山金井町27―７―303
債務者　山浦美千代
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７４３１号
東京都江戸川区東小岩１丁目27―２
債務者　佐藤　美穂（旧姓松村）
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７４３２号
東京都世田谷区南烏山４丁目20―６―302
債務者　金井　尚子
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７４３３号
埼玉県草加市八幡町1222―13
債務者　雲田　裕一
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７４３４号
東京都府中市緑町２丁目２―１―506
債務者　南　　久美
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７４３５号
東京都府中市日新町５丁目72―35　サニーハウス205
債務者　菅原日出男
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７４３６号
埼玉県上尾市大字小敷谷845―１　西上尾第一団地１―１―303
債務者　関根　悦子
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７４３７号
東京都江東区亀戸７丁目39―３―307
債務者　小野　洋介
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７４４０号
東京都荒川区東尾久４丁目41―５―103　パレ・ドール田端
債務者　小浦　泰三
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７４４１号
東京都杉並区方南１丁目51―10―206
債務者　松本三代喜
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７４４６号
東京都荒川区東尾久６丁目12―30
債務者　崔　　允洪
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７４５４号
東京都葛飾区金町６丁目12―13―604
債務者　佐川　弘子
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７４６０号
東京都江東区大島４丁目８―18
債務者　高橋　安奈
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７４６１号
東京都武蔵野市境１丁目22―11―１
債務者　渡邉　和夫
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７４６５号
東京都江戸川区東葛西６丁目41―５―306
債務者　杉森美代子
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７４６６号
東京都大田区矢口３丁目25―１　吉田方201
債務者　小川千代子
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部